

令和2年5月26日

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

緊急事態宣言解除に伴う保育所等の対応等について
(令和2年5月26日現在)

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、登園自粛等に御協力をいただいている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

さて、福生市では、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等を利用する保護者の皆様に対し、令和2年5月31日までの期間、登園の自粛等についてお願ひしてまいりました。

この度、国の「緊急事態宣言」は5月25日(月)に解除され、市の新型コロナウイルス感染症対策が変更となりましたので、次のとおりお知らせをいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、今後の対応が変更となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

1 登園自粛要請期間

令和2年5月31日(日)まで

2 令和2年6月1日以降の対応について

(1) 登園自粛に係る保育料の日割り減額について

令和2年6月1日以降は登園自粛の要請を解除します。このため、登園自粛に係る保育料の日割り減額については行いません。

(2) 感染症拡大防止対策について

保育所等に対し、施設内及び職員等における衛生面について徹底した対策を引き続きお願いすると同時に、保護者の皆様におかれましても御家庭内での衛生管理を引き続き徹底していただきますようお願いします。

(3) 情報共有の徹底について

児童や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当たる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ P C R検査の対象者となった場合

3 保護者の方へのお願い

・児童に対して御家庭において継続的に検温を実施していただき、発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳が止まらないなどの風邪の諸症状がみられる場合は、解熱後24時

間以上経過し呼吸器症状などの改善がみられるまで、保育所等をお休みさせてください。医療機関にかかった場合は医師の指示に従った上で、同様に対応してください。

- ・保護者御本人や同居の家族が発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳が止まらないなどの風邪の諸症状がみられる場合は、解熱後 24 時間以上経過し呼吸器症状などの改善がみられるまで、保育所等をお休みさせてください。医療機関にかかった場合は医師の指示に従った上で、同様に対応してください。
- ・登園自粛の要請は解除いたしますが、感染拡大防止の観点から、自宅での保育が可能な場合は御協力をよろしくお願ひいたします。（この場合でも、保育料の日割り減額は行いません。）
- ・万が一、児童や保護者等、保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようお願いいたします。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の人数の状況によっては、対応が変更となる場合がありますので御承知おきください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780（直通）